

# 深良用水略年表

年号	西暦	主な事項
寛文二	一六六二	深良村名主源之丞と友野与右衛門との出会いと箱根権現別当の協力を求める
寛文三	一六六三	二月十三日友野与右衛門ら箱根権現へ立願状をおさめる
寛文六	一六六六	四月十三日御厨代官へ工事出願、勘定奉行から出願の許可がおりる
元禄二	一六八二	七月十八日御発企大庭源之丞へ友野ら差入証文
元禄三	一六八三	八月隧道工事深良側より着工
元禄四	一六八四	十一月箱根湖側より着工
元禄五	一六八五	二月二十五日隧道完成
元禄六	一六八六	四月二十五日通水 湖水の水深良川を下る
元禄七	一六八七	四月新川土手成り、深良川の水黄瀬川に合流茶畑新堰三俣堰成る
元禄八	一六八八	茶畑三問堀、富沢穴堰成る
元禄九	一六八九	富沢村勘兵衛、深良村源之丞諸役普請触れ役となる
元禄一〇	一六九〇	深良村と久根村は小田原領をはなれて稲葉氏の知行所となる
元禄一一	一六九一	小田原藩主が大久保加賀守正通となる
元禄一二	一六九二	元禄用水堀さらい四ツ留水門改造を請負う 元禄用水支配を離れる
元禄一三	一六九三	牧堰掛り十五ヶ村深良用水井組をぬける
元禄一四	一六九四	深良用水井組を三郷にわけける
元禄一五	一六九五	上郷 深良、岩波、神山、上ヶ田、金沢、葛山、御宿、千福、定輪寺、富沢、一色(一ヶ村)
元禄一六	一六九六	中郷 石脇、佐野、二ツ屋新田、久根、公文名、稲荷新田、茶畑、平松新田、麦塚(九ヶ村)
元禄一七	一六九七	下郷 伊豆島田、水窪、納米里、上土狩、中土狩、下土狩、竹原、本宿、伏見、新宿(一〇ヶ村)
元禄一八	一六九八	深良用水掛り村高一三三四石七八二、沼津代官小長谷勘右衛門
元禄一九	一六九九	沼津代官戸田小作 箱根湖用水管轄

神の恵みと先人のすぐれたちえ

# 深良用水の歴史



隧道を掘る様子の想像図

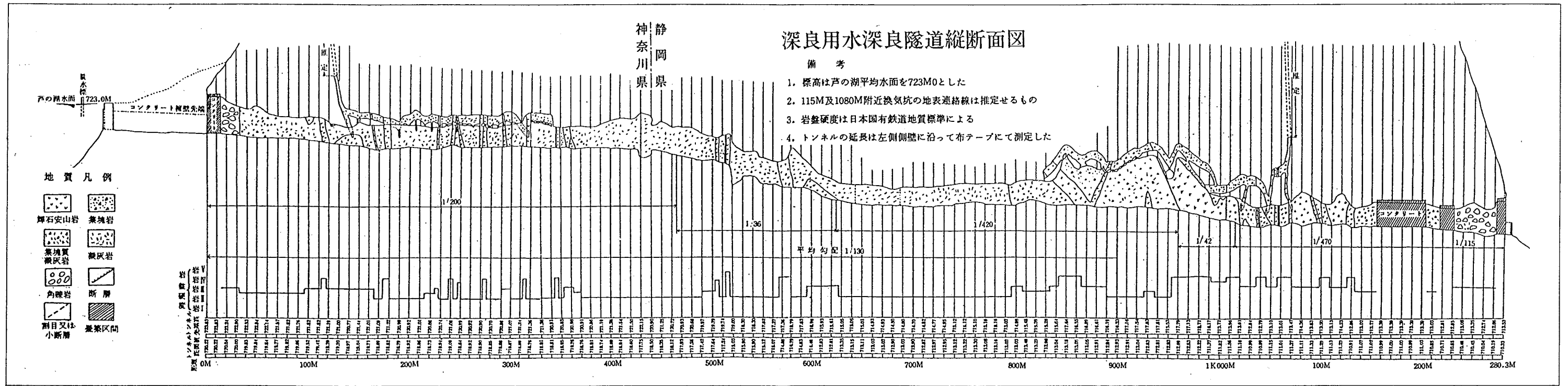
〒410-11 裾野市深良657 (深良支所内)

裾野市深良地区  
郷土資料室運営委員会

電話 05599-2-0400

年号	西暦	主な事項
元禄二	一六八二	箱根堀貫口さらい
元禄三	一六八三	箱根堀貫口修復願
元禄四	一六八四	惣代茶畑村甚右衛門、御宿村半右衛門
元禄五	一六八五	深良村須釜土手決潰
元禄六	一六八六	大庭源之丞没(住翁一運上座)
元禄七	一六八七	豪雨により須釜新川土手決潰
元禄八	一六八八	前年六月の新川土手決潰につき深良村と二ヶ村との争で訴訟
元禄九	一六八九	評定所の吟味
元禄一〇	一六九〇	須釜新川紛争の裁許、本宿村が井組を脱退、井組二ヶ村となる
元禄一一	一六九一	この年水論がおこり二ヶ村が関係し評定所の裁許となる
元禄一二	一六九二	惣ヶ原に元禄四基の石仏と石碑を建て遺徳を偲ぶ
元禄一三	一六九三	従来水配人を解き上・中・下郷から各二人宛出すべき裁許
元禄一四	一六九四	鮎壺堰の紛争で本宿村が下土狩村を訴える
元禄一五	一六九五	鮎壺堰紛争解決
元禄一六	一六九六	安永の水配定書が定められる
元禄一七	一六九七	水不足のため箱根水門口の床下げ普請
元禄一八	一六九八	天明の大地震で大改修
元禄一九	一六九九	天明の大地震で大被害
元禄二〇	一七〇〇	安永九年の約束不履行につき深良村が二ヶ村を訴える
元禄二一	一七〇一	村が二ヶ村を訴える
元禄二二	一七〇二	深良村へ新川土手管理として支払
元禄二三	一七〇三	堀抜改修工事の国役普請
元禄二四	一七〇四	箱根宿の者四ツ留水門口盗伐乱暴につき宿役人深良村役人へ詔状
元禄二五	一七〇五	国役普請により隧道改修工事
元禄二六	一七〇六	国役普請により堀貫穴砂洗い
元禄二七	一七〇七	国役普請 隧道内改修工事
元禄二八	一七〇八	大政奉還
元禄二九	一七〇九	国役普請により隧道内改修 水量不足のため麦塚村が井組脱退
元禄三〇	一七一〇	廩藩置県
元禄三一	一七一〇	箱根湖水掛向後取扱規定書・堰番制を定める この年の湖水掛り反別四六二町四反二冬二一歩
元禄三二	一七一〇	郡区町村編成法制定
元禄三三	一七一〇	区町村会法が公布される
元禄三四	一七一〇	元箱根村議会の議決により逆川口

年号	西暦	主な事項
明治一八	一八八五	保護の確証がはいる
明治一九	一八八六	水利土木協議会設置
明治二〇	一八八七	町村制施行により井組関係の村々は深良・富岡・泉・小泉・長泉・清水・富士岡の七ヶ村となる
明治二一	一八八八	水利組合法が制定される
明治二二	一八八九	仙石原村長ら逆川甲羅渡を破壊
明治二三	一八九〇	同村長らを告訴する 横浜地方裁判所で敗訴、直ちに控訴する
明治二四	一八九一	深良村外六ヶ村が逆川水利組合と改称、逆川事件東京控訴院で敗訴
明治二五	一八九二	直ちに上告大審院では原判決を破棄し名古屋控訴院に移送被告らに重禁固罰金の判決、被告ら上告
明治二六	一八九三	仙石原村長らの上告は大審院で破棄され逆川水利組合の勝訴
明治二七	一八九四	元禄地像四基の石塔を御神体として惣ヶ原に富岡・湖水神社を創建
明治二八	一八九五	貴族議員富岡田鉄之助逆川事件の調停にたち両水利組合に和解成立
明治二九	一八九六	箱根塔の沢で調停式を挙げる
明治三〇	一八九七	四ツ留水門を石造鉄扉水門に改造
明治三一	一八九八	東電第三発電所竣工
明治三二	一八九九	芦ノ湖が内務省の所管となる
明治三三	一九〇〇	東電第三発電所竣工
明治三四	一九〇一	芦ノ湖を準用河川に認定する
明治三五	一九〇二	大堰の水見木が流失する
明治三六	一九〇三	大堰の国立傷痍軍人療養所へ用水の水道を供給
明治三七	一九〇四	アイオン台風の豪雨で新川土手氾濫
明治三八	一九〇五	アイオン台風の被害により逆川水門を大改造以後湖尻水門と称する
明治三九	一九〇六	静岡県芦ノ湖水利組合と改称
明治四〇	一九〇七	未曾有の旱天続きのため灌漑用電動ポンプを最大限に使用する
明治四一	一九〇八	四ツ留水門を湖議一号で深良水門と改称する
明治四二	一九〇九	深良用水三百周年記念式典
明治四三	一九一〇	「深良用水の沿革」刊行
明治四四	一九一一	穴口へ三百年記念碑を建立
明治四五	一九一二	現管理者裾野市長 市川 武
明治四六	一九一三	「深良用水の沿革」増補版発行
明治四七	一九一四	水力発電所が東京電力が姫川電力へ全面移譲
明治四八	一九一五	裾野市深良支所へ郷土資料室を併設し深良用水の資料を展示公開



## 深良用水について

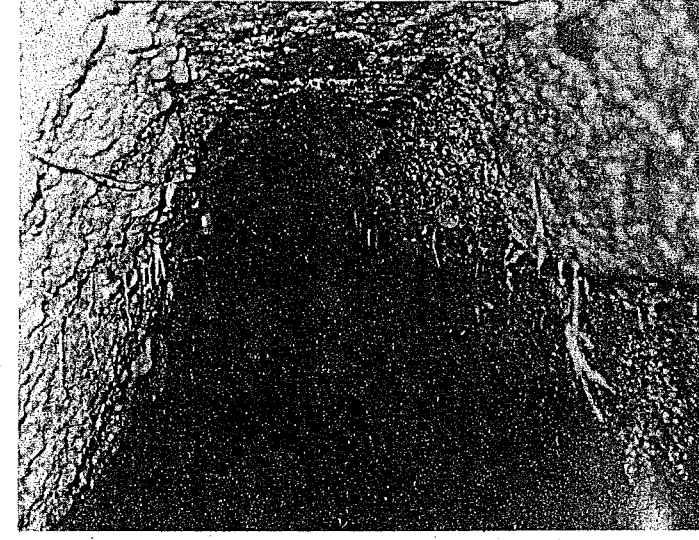
江戸時代になって、徳川氏が江戸に幕府を開いてから数十年たち、国内が落ち着いてくると、全国的に産業開発が盛んに行われるようになりました。この地方でもあちらこちらに新田開発事業が行われましたが、そのうちでも深良村の名主大庭源之丞は箱根外輪山に隧道を掘り貫き、箱根西側の平野一帯に水を引いて、新田を開発しようという、全国まれにみる計画を立てました。そして土木事業に知識と経験の深い江戸の元締友野与右エ門に工事を依頼しました。与右エ門はこの大工事を引受け、外に元締等二人の資金の協力を得るとともに箱根権現別当の協力によって、苦心の末幕府の許しを受けました。そこで寛文六年（一六六六）工事に着工、三年半の年月をついやし、寛文一〇年の春一二八〇メートル余りの深良隧道が完成でき、芦ノ湖の水が箱根外輪山を流れ下りました。その工事で働いた人数は約八十三万人余で工費は七千三百両余りと考えられています。

山を下った湖水の水は、いったん黄瀬川に合流させて、両岸の村むらに配水しました。これで裾野一帯が芦ノ湖の水に

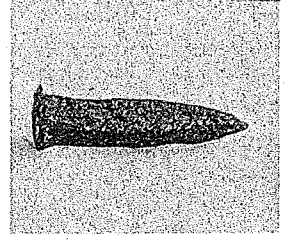
潤され、数百ヘクタールに及ぶ畑地が水田となり、原野もまた新田に開発され、農民は大いに潤い、活気にみなぎりました。

友野与右エ門ら元締の湖水掛け水田と新田開発の支配は元禄元年に終わりましたが、その間に与右エ門は土狩の惣ヶ原（現長泉町）の郷藏屋敷に住居をかまえて、与右エ門自身も新田の開発にあたりていました。のちに先人の遺徳を偲び、与右エ門の住居だった郷藏屋敷の傍に「芦ノ湖水神社」を建て、与右エ門ら元締四人と発起人大庭源之丞をまつり現在に至っています。

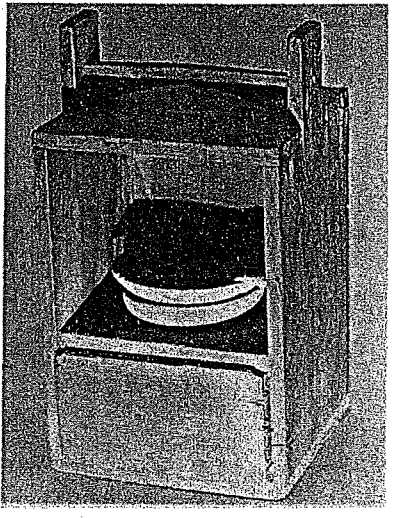
寛文一〇年（一六七〇）四月二十五日、芦ノ湖の水が流れ下ってから今日まで三百余年裾野一帯の平野を潤し、農民たちの生活をささえてきた深良用水はこれからも流域一帯の発展のためにつくしてくることを思う時、遠い昔の人たちの秀れた知恵と働きに対して、その恩恵に深く感謝の念を忘れることはできません。それとともに次の世代をうけつぐ若い人たちも、末永く報恩感謝の念を持ち続けてくれるよう願ってやみません。



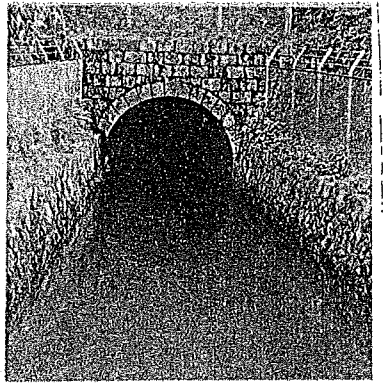
△トンネル内部



△アンドンとのみ



△富士山の浮彫り(通気孔内)



△深良側穴口

